

第18回投資等ワーキング・グループ 議事概要

1. 日時：平成30年3月15日（木）13:00～15:01

2. 場所：合同庁舎4号館2階 共用第3特別会議室

3. 出席者：

（委員）原英史（座長）、吉田晴乃（座長代理）、大田弘子（議長）、森下竜一

（政府）田中内閣副大臣、前川内閣府審議官

（事務局）窪田規制改革推進室次長、林規制改革推進室次長、西川参事官

（ヒアリング）東京大学大学院法学政治学研究科 宍戸常寿教授

株式会社KADOKAWA 角川歴彦取締役会長

総務省 奈良俊哉大臣官房審議官

総務省情報流通行政局 湯本博信放送政策課長

総務省情報流通行政局 坂中靖志放送技術課長

4. 議題：

（開会）

議題 放送を巡る規制改革

（閉会）

5. 議事概要：

○西川参事官 それでは、時間となりましたので「規制改革推進会議 第18回投資等ワーキング・グループ」を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、御多用中のところを御出席いただきまして、本当にありがとうございます。

本日は、大田議長に御出席をいただいております。

田中副大臣、遅れて御出席と伺っております。

飯田委員、八代委員、村上専門委員は、所用により御欠席と伺っております。

ここからの進行は原座長にお願いいたします。

○原座長 ありがとうございます。

今回も「放送を巡る規制改革」について取り上げます。

本日は、最初に、まず東京大学の宍戸教授からお話をいただければと思っております。

それでは、早速、よろしくお願いたします。

○宍戸教授 御紹介にあずかりました東京大学の宍戸でございます。

規制改革推進会議に憲法研究者が関わるというのは私が親しく御指導いただいている安

念潤司先生以来なのではないかというように思いますが、安念先生のようにおもしろい話
はできません。

15分、持ち時間をいただいておりますので、お話をさせていただき、残り45分ほど質疑
をしていただくというようなことと承知しておりますので、少し資料の方は大部で作って
まいりました。順番にお話をさせていただきたいと思います。

放送を巡る規制改革ということで熱心な御議論をいただいているというように承知して
おりますけれども、私の方からは、これまでの放送制度から見たときにどういう課題、な
いし達成、あるいは今後の取り組むべき問題があるかということについてお話をさせてい
ただきたいと存じます。

その際、経済的な、あるいは産業的な関心ももちろんですけれども、ここで問題になる
放送制度というものは同時に国民の知る権利に関わるものでございます。そして、私の考
えるところでは、その国民の知る権利を増進させていくという放送制度の役割と規制改革
ないし産業振興というのは対立するものではなく、もちろん、両者のベクトルが違くと対
立することもあるわけですが、むしろ両者が同期するように、つまり、規制改革、
ないし、いろいろな制度の手直しというものが同時に新しいICT環境において国民の知る権
利を増大させるように仕組むということが恐らく一番の課題であり、世界各国のメディア
政策というのはそこで悩んでいるだろうし、また、日本もそういう議論をすべき段階に來
ているのではないかと。そういうことを全体としてお話をさせていただきたいと思いま
す。

そこで、資料は大部でございまして、順に御説明をしたいと思います。

1 ページが「放送規律の全体像」ということですが、これについては御案内のと
おり、現在の放送法の下では、無線の放送については電波法上の免許で、基幹放送につ
いて言いますと基幹放送局提供事業者がハード面を担当する。これに対して、ソフト、番組
コンテンツにつきましては、放送法93条の認定によって基幹放送事業者がソフトを提供す
る。ただ、特定地上基幹放送事業者という仕組みがございまして、いわばソフト、ハード
一致での放送を提供するというのが地上テレビ放送などについては今でも多数である。こ
ういうことは皆様よく御承知のことかと思えます。

事務局からいただきましたのは、コンテンツにつきましては、資料の2というようなナン
バリングをしているところでございまして、その放送のコンテンツ、番組編集の全
体像でございます。これにつきましては、もう既に総務省さんが別の検討会において、か
なり丁寧な資料がございまして、こちらを御覧いただければ事足りるかと思えます。す
なわち、放送の目的としては、放送の最大限の普及、放送の不偏不党、真実、自律の保障、
健全な民主主義の発達に資するということのような目的が掲げられまして、その3条にお
きましては放送番組の自由、自主自律という非常に大きな原則が掲げられると同時に、4
条1項ではNHK、民放あるいは全ての基幹放送から一般放送を含めまして政治的に公平であ
ることということを初めとする、いわゆる番組編集準則が課されているところでございま
す。

そして、これがNHKにつきましても、法律上81条1項という形でさらにそれが具体化され、その真下ですけれども、NHK自身が詳しい国内番組基準を定めているところでございます。他方、民間放送につきましても、この5条で番組基準をきちんと策定しなければいけないと定められておりますので、それを受けまして、日本民間放送連盟では放送基準が定められ、各社、大体これにのっとり番組の内容を実現する。そういうことによって、この放送法4条に書かれているような内容を番組編集の自由を保ちながら実現しようとしているという制度のたてつけになっているということを御理解いただきたいと思います。

スライドの3でございますけれども、このような仕組みの下で、放送は、これまでのメディア環境、情報の送り手と受け手が分断されているといったような状況を前提として、二本立て体制、多元性、地域性、ジャーナリズム・専門性というものを前提にして、多様で質の高い番組を制作・編集し、放送するということをミッションとして、現実に国民の間に普及し、また、地デジ化でありますとか、最近ですと4K、8Kといったような高度化が進められてきたわけでございます。

これをメディア論でありますとか民主主義の側から見ますと、今の放送というのは、公衆に対して同時・同報で送られる。そして、その同時・同報でただ送られるというだけではなくて、基幹的メディアとして信頼される、そのようなものとして公衆というものを作っていく、形成していくということがその役割だったと見る事ができるわけです。これは放送界で一般に放送の公共性と呼ばれる事柄であろうと思います。

1点申し上げたいのは、よく放送の公共性と申しますと、災害放送あるいは例えば国民保護法制上の重大な問題が起きたときに放送をきちんとやらなければいけない、それが放送の公共性であり、だから、放送局に電波を与えているのだ。こういうような議論が時々あり得るのですけれども、私から見ますと、これは本末転倒でございまして、むしろ放送がそもそも信頼されるメディアとして国民の間に普及しているから、その放送に国民が生命や財産を守るために必要な情報を何かあったときに供給させるということが役に立つわけでありまして、災害放送は非常に重要なものなのですが、災害放送をしているから放送が公共的だというのは議論として恐らく本末転倒だろうということでございます。

6ページから「番組編集準則をめぐる議論」について、少しお話をさせていただきたいと存じます。

なぜ放送だけが他の表現活動と異なり、免許制、認定制あるいは番組の内容について番組編集準則のようなものを課されているのかということについては、憲法の表現の自由の観点から、これをどのように説明するかということとは世界各国でよく議論されてきた問題であります。

伝統的には無線放送を念頭に置いて、それは電波が有限、希少だからである、放送に特殊な影響力がある。これは具体的にお茶の間理論というように呼ばれるものでございますけれども、お茶の間にテレビを置いている。みんなでテレビを家族でお父さん、お母さん、おじいさん、おばあさん、お子さんから見ているというところで、少し気まずい映像が流

れて家庭の中の雰囲気が悪くなる。こういうことがあるとけしからぬ。つまり、家の中にダイレクトにその情報が入り込んでくるということがあるので、この放送というものは免許で信頼できる事業者だけに限るとか、その内容について一定の品位を保つことを求めるような規律が必要なのだと言われてきたわけでございます。

しかしながら、放送、伝送技術が発達するということにより多チャンネル化が進行する。あるいは有線と無線の区別がなくなってくる。こういった中で、世界で基本的にこういう考え方をしているだろうと私は思うのですけれども、放送というのは、あるいは一般にマスメディアの表現の自由というのは、やはり普通の表現の自由とはどこか違う。むしろ民主主義を支えるといったところに関わりますけれども、国民の知る権利に奉仕するための自由である。普通の国民は言いたいことをいい、言いたくないことを言わない自由があるわけですが、マスメディア、とりわけ放送というのは、国民の知る権利に奉仕する。自分にとって不都合のことでも、みんなが知るべきことはちゃんと伝えなければいけない。そういう自由であり、そこには国民生活の中で必要な基本的な情報というものを供給することが期待されるのである。こういう考え方が個々の放送規律を特に説明するものだというように現在では考えられているところでございます。

しかしながら、このように放送規律が認められるということと番組編集準則がそのまま正当化されるかということは別問題でございまして、この点については、そうは言いながら、この番組編集準則は倫理規範であって、個々の放送番組について行政指導あるいは権限発動などはしてはいけないのだというような理解がとられてきましたが、1980年代以降、行政指導が現実に行われるようになったというのは、そこにお示しするとおりでございます。

飛ばしまして11ページを御覧いただきたいと存じます。

こちらは、その番組編集準則をめぐる学説として、先ほど言いました学界の多数説である、これは倫理規範であって、放送事業者が自分で守るものである。政府がこれに基づいて個々の行政番組について権限発動してはならないのだと解する立場と、現在の政府がとっております、これは法的拘束力があるのだという立場、端的にこの規定は憲法違反である、表現の自由の侵害であると見る立場がもろもろございます。時間の都合上、詳細は割愛いたしますが、これは私の見るところでは、これら3説、いずれも難点があるというか、いずれも難しいところがあると考えております。

と申しますのは、12枚目でございますけれども、この問題を議論しようとするときに、やはり世界各国と日本の放送制度、ここで言う制度というのは、法律だけではなくて現実の人々の行動パターンということも含めてでございますけれども、これについて考えてみたときに、政治行政から独立した規制機関が日本ではないということ。実際にこれは規制機関で執行している国は例えばイギリスなどはそうでございますけれども、その執行コストはかなり大きいというような問題がございます。

赤字で書いたところでございますけれども、先ほど申し上げたことですが、この番組編

集準則だけではなくて、先ほどの番組編集の自律でございますとか、番組審議機関でありますとかといったような放送規律の全体というものをよく見ないで外すと国民の知る権利をかえって損なう可能性があるといったような問題。先ほど申し上げましたけれども、言論市場あるいは言論システムと経済市場システムとを適切に同期・カップリングする。こういった観点から番組編集準則の問題というのは考えるべきではないかというのが私の立場でございます。

時間がございませんので、それを考える際には、現在の「通信放送融合時代の放送のあるべき社会的役割」、これを考えながら、結局のところ、問題を議論していくべきだろうということでございます。

スライドで言いますと15枚目は少しだけでございますけれども、ICTが発達し、放送・通信は融合し、それによって国民の表現の自由というものが非常に拡大してきております。これは端的にいいことでございます。別にそれを放送とか伝統的なメディアの地位が低下してきたと嘆くべきものではないと私は思っております。

スライド16枚目を御覧いただきたいと思えます。そうは言いながらも、他方で、新しいメディア環境において、そこに挙げましたフェイクニュース等の問題があるということも事実であります。現在のICT環境においては、不正確な情報、誤った意見というものが急速に拡散して、世論・情報の市場というものが過度に不安定化し、世論・公衆が分断されるといったような危険もあり得るわけであります。

現に世界的なプラットフォーム・SNS事業者は、自主的な取り組みを始めておりますし、また、EUにおいては動画配信プラットフォームに限ってですけれども、放送並みの規制を一部求める、そういった改正案も議論されているところでございます。

そこで、これは何か放送が悪いとか、だらしがないとか、あるいは逆に通信の世界はろくでもないというものではなくて、せっかくメディア環境がよくなってきている、国民の知る権利、表現の自由が増進してきているわけですから、その健全な民主主義の社会の維持発展を図るために、その表現の自由の拡大を促進すると同時に、民主主義社会として安定した公衆を維持・発展させる。そういうメディアの役割を活性化させること、それが経済・産業政策に尽きない情報法政策、メディア政策の課題であるというのは先ほど申し上げたとおりでございます。

スライド18枚目を御覧いただきたいと思えます。特に今後の日本社会におきましては、急激な社会の変化とともに、意見、価値観の多様化や対立あるいは衝突の増加が予想されているわけでございます。そうした中で、国民の間に広く普及し、視聴者・社会の側のコストが非常に小さい形で多様な番組を比較して社会生活の基本的状況を見るということができるといふ社会インフラとしての放送というものは、相互理解や対話を促進し、持続的に公衆を形成するために、ますます重要になってきているだろうというのが私の認識でございます。特にインターネットで流れるさまざまなユーザーの意見の発信というものもそのような放送を含むマスメディアの情報発信をオリジナルのソースとしていることは周知

の事実だろうと思います。

そこでということですが、スライドの20枚目は若干飛ばしますが、要するに今のようなことを前提に番組編集準則について考える場合に、何をしたいのかということを実体的に考えた上で、それとの関係で番組編集準則について、どのような整理を行うかということを考えることが必要であろうかと思えます。

これについては概略を省略いたしまして、結論だけでございますが、スライドの21枚目を御覧いただきたいと思えます。

そもそも法律に書いてあるかどうかとは関係なく、放送が新しい形で知る権利を充足できるよう、その公共性を満たすことは不可欠であります。公共的でない放送事業というのはそもそも存在し得ないということでございます。

ただ、問題は、それを前提にした上で、それを政府権限付きの法的規制によって担保するかどうかということが論点であるというように思われます。そうやって考えますと、私自身は、かねて政治的公平については、政府が権限を行使できないようにするというのを法的に確定させることが望ましいというように考えてまいりました。ただ、そのやり方は幾つか考えられるところでありまして、その番組編集準則の廃止というものも1つあり得ますが、むしろ、政府の権限が行使できないことを明確にするとか、マルチステークホルダープロセスをかませた共同規制といったようなやり方もある。それぞれ一長一短がありますので、これはかなり丁寧な分析と検討が必要ではないかと考えております。

いただいた時間を超過しておりますので、本当にポイントだけ残り時間でお話しさせていただきますと思います。

まずスライドの23枚目でございますけれども、その基幹放送の中でもとりわけテレビ放送については、国民の間に普及した端末であるテレビ。また視聴者の選択できる幅、現実に視聴者の認識できる能力からして選択肢というのが増えれば増えるほどいいというものでもない部分もございますので、その規格のそろった総合編成番組を比較して使用できるといったテレビの放送というものは、かなり重要なものとして今後は残っていくだろうということでございます。

とりわけ、AI、IoT時代に、それぞれの利用者が自分のさまざまな意見、価値あるいは情報を追求する。それが世帯の中で、あるいは個人がパーソナルに行うといったプライベートの領域と、同時に公衆として結合していくというパブリックといったものをつなぐ接点となり得る。その意味で、このテレビ放送というもののあり方の規制改革をする際に、テレビ放送のよさを生かしていく方向で規制改革を御検討いただいたらいいのではないかと、というのがそこで申し上げたかったところでございます。

また、スライドの25枚目でございますけれども、今、NHKのあり方、いわゆる常時同時配信については、現在、私も参加しております総務省の放送諸課題検において、さまざま議論をしておりますが、これは世界の公共放送と同様に、その公共メディアとしての役割を發揮させていくべきだろうというように私は考えております。

他方、民間放送は、もちろん放送の公共性を担っているわけですが、みんなNHKのようなやり方で公共性を担う必要はないわけでごさいますて、むしろ異なる財源、広告収入に基づき、NHKよりは自由な活動によって、そのことによって放送全体として、あるいはメディア全体として、若い世代を公衆へと包摂することが重要であり、そのような意味で、公共放送と民間放送あるいはそれ以外のさまざまな表現の自由の担い手となっている方々との間の連携というものが必要であろうというように考えております。

また、スライドの27枚目でごさいますけれども、「放送産業の活性化の施策」についても事務局から御質問がありました。私、必ずしも一介の研究者でごさいますので、この辺はよく分からないところでごさいますけれども、一番下を御覧いただきたいと思いますが、放送法を例えば規制緩和しても、ひとまずのところ、規制がかかっているのは放送事業者だけでごさいますので、そこだけ緩和しても結局のところ、全体としてのコンテンツの振興ということ、あるいは産業の活性化ということに役立たないおそれでごさいます。広告代理店でありますとか外部プロダクションとか、多様なステークホルダーが現実に放送にどう関わっているのか、どういうように使って行こうとしているのか。こういったこと全体を射程に入れた議論でないと改革の失敗といいますか、狙った目的が達成できないということが起こり得るのではないかと。この点も全体像を見ていただく必要があろうかと思っております。

スライドの29枚目でごさいますけれども、コンテンツの外部調達ということについて申し上げますと、これはよく言われるのは、日本では世界の放送と違って非常に再放送が少ない。放送事業者が自分で何とか頑張っていて、キー局が自分で頑張っていて、あるいはローカル局はキー局のネットワークに属して再放送しないで自前で放送時間を埋めている。そのことによしあしは両方あると思うのですがけれども、それによって国民の知る権利が非常に満たされてきたということも事実なのだろうと思っております。

この点はよく踏まえた上で考えなければいけないということが1点と、海外展開について考えたときには、30ページ、31ページに資料を幾つかつけておりますけれども、やはりアニメの需要が日本の海外番販においては非常に高いということを指摘し、できるだけアニメ分野というものをまずはこ入れしていく。クールジャパン政策はそういうものだと思いますけれども、やはりそこが重要かと思っております。

大分長くなっておりますが、最後、33枚目だけ御覧いただきたいと思っております。冒頭に申し上げたことと重なりますが、国民の知る権利の充実と新規参入される方も含めて、民間企業の創意工夫、制度の最適な組み合わせというものが求められようかと思っております。

その際に、言論市場と経済市場の適切な同期・カップリングが必要だろうというように考えております。その際、やはり重要なことは、かつて総務省では民主党政権下で権利保障フォーラムというのを開いてクリエイターの方も集めて、さまざまな放送制度のあり方について議論したことがございましてけれども、この現代におけるインターネットを含む表現の自由の担い手の方々が集まって、言論市場はどうやって作っていけばいいのだ。そのために、どういう規制がない方がいいのだらうかといったような議論とマクロな産業振興

の視点というものをうまく組み合わせるような丁寧な議論というものがなされると良いのではないかというように研究者としては考えております。

時間を大分超過してしまいましたが、私からのプレゼンテーションは以上でございます。

○原座長 大変ありがとうございました。

では、御意見、御質問などをお願いします。

○吉田座長代理 ありがとうございます。

端的に非常におもしろい幾つかの観点から、アングルから解説いただいて、分かりやすかったです。ありがとうございます。

特に私、通信業界のバックグラウンドがあるものですからその立場から質問をさせていただきます。先生がおっしゃっているハード・ソフトというのは、必ずしも技術の話ではなくて業界のビジネスモデルということでハード・ソフトという観点でおっしゃっているのですが、技術の視点から見たハード・ソフトの分離を言う場合、通信業界ではファンクショナル・セパレーションと言った名称を使って分離の方法を説明します。ハードの部分は例えばネットワークにあたると思います。

そのハードの部分、すなわち放送と通信を技術的に融合して、独立した形で提供するというやり方はあるのではないかなと思うのですがいかがでしょうか。 同時にもう一つ重要な要素としてサイバーセキュリティがあります。これも総合的に管理をする必要があります。

このハードの部分の融合による変化が業界にも影響を与えるとさまざまなステークホルダーに関連して、議論がややこしくなるかもしれません。また法制度の話もあると思います。そこは専門の先生に皆さんお任せしたいと思っています。しかし技術的な観点からみて、放送業界はもう待たなして、いままでのように放送業界は餅は餅屋とうひとつの分野に定住していることはできなくなるほど、ICTの技術革新が迫ってきている。無理をしてもその現実を見つめる時代になっていると思います。事実、英国では随分前にそれがおきました。

放送網と通信網とインターネットも含めた、できればそこにサイバーセキュリティーもつけて、統合的に管理するシステム、こういったことに関して御意見があったらお伺いしたいと思うところです。

○宍戸教授 御質問ありがとうございました。

私、もちろん技術を無視しているという話ではなく、技術はとても重要だと思っております。今、御指摘いただきましたサイバーセキュリティーの問題は、私、大変課題だと思っております。現在、国会に、御案内だと思いますが、電気通信事業法の改正で、サイバーセキュリティー対策で、例えばICT-ISACのような電気通信事業者の方々がサイバー攻撃を受けているときの情報を共有して分析するといったスキームを作るための法改正案が国会に提出されて、国会でどういように審議されるのかよく分かりませんが、私、法案の前提を検討する総務省の会議にもメンバーとしてWGの主査として参加しておりました。

そのときの経験で申し上げますと、基本、まずはICTの分野、通信事業者の方々にISACのような形で連携の枠組みを作る。そして、次に放送分野について、放送界のISACなのか、あるいは通信のISACの中に放送の事業者の方々がいるといった、いわゆる連携の枠組みはかなりしっかり作っていただかないと、吉田先生が御指摘のように、何かあったときに放送がとまってしまう。それによって国民の生命や権利というものが損なわれるといった危険が非常にあると思います。

その意味で、どうやってさまざまな事業者の方々のビジネスモデルがある一方で、しっかりサイバーセキュリティを実現するための枠組みを作っていくか。これはもう非常に大きな課題であり、ここにはある程度、国としても責任を持たなければいけない部分というものが私はあると思います。その伝送網を全部一括で把握しようとしたときのコストというものを誰がどうやって負担するかということと、複数の事業なり業種において、これは私ども先生の方がよく御承知だと思いますが、いわば技術競争なり、それぞれが分かれていることによって何かあったときに事態を把握する。例えば仮に変な言い方ですけども、1カ所、放送局がやられたときに、他のところから伝送する、あるいは他の局がそれを助けるといったようなこともあり得るだろうと思います。

ですので、正にサイバーセキュリティについて、今、起きている課題は、まずは通信の分野でいろいろ議論したことを放送に問題意識を持ってもらって広げていく。必要な制度改正なりインフラの共有なり共通化を図る。そういった作業は私も必要だろうと思っております。

○大田議長 ありがとうございます。勉強になりました。

2点お伺いしたいのですが、1つは、21ページ「番組編集準則についての私見」と書いてくださっているところで2つ目の矢印で、政治的公平については政府が権限を行使しないことを法的に確定させることが望ましい、と。これは大変重要なポイントだと思うのですが、3つ目にある「公平等を具体的な目標にブレークダウンした上で、共同規制」、ただし、「行政の側、事業者側双方の運営能力と透明性が課題」と。この点をもう少し教えていただければと思います。

あともう一点、あります。27ページに、放送法の規制緩和は、現在は放送事業者にのみ影響するので、もっと広く全体を射程に入れた議論が必要。これもそのとおりだと思います。2007年の総務省の「通信・放送の総合的な法体系に関する研究会」報告書では、規制はレイヤー別にかけるということで特定メディアサービスというレイヤーを作って、現在は地上波テレビジョンが該当するが、他の主体がそこに入ってくれば同じ規制をかけるという枠組みになっております。ここで、外から放送分野に入ってくるときに、現在、何らか参入障壁になっているものはあるのかなのか、そこを教えていただければと思います。

○宍戸教授 御質問ありがとうございます。

まず、21ページの方からお答えを申し上げたいと思います。政治的公平については政府が権限を行使しないことということなのでございますけれども、私、政治的公平の規定と

いうものが倫理規範的に長いこと政府によって運用されてきた。あるいは現在においても、行政指導にしても非常に謙抑的にしかやりようがないということの最大の理由は何かと申しますと、それは、その政治的公平だけでなく、番組編集準則全体の抽象性。何を書いているかということをはっきり言うと、いわば理念を掲げて、その具体化はそれぞれのジャーナリズムあるいは放送事業者任せるというやり方であったというように思っております。ですから、実際にエンフォースしようがないというか、非常に難しいということでございます。

これをもう少し申し上げますと、スライドで言いますと13ページを御覧ください。参考とさせていただいたところでございますけれども、これは世界各国のメディア、少し古い1996年ぐらいでございますが、ドイツの憲法裁判所の裁判官として、イギリスと並ぶ世界に冠たる公共放送の国でありますドイツの放送法制を事実上作ってきた学者でありますHoffmann-Riemという先生が世界各国の放送規制、メディア規制の分析を行った本がございます。そこに挙げられていますように、メディア規律というものを本気で考えようとするれば、これは事業者がやるか、官が達成しようとするかはともかく、この20個ぐらいまで具体的な目標としてブレークダウンされるべきものであるわけです。

あるいは例えばある番組が政治的に公平かどうかということと言われると、その評価は難しいし、それについては、それ自体がさまざまな人の見方によって変わってくるわけですが、例えばそこにある2番目の政治的な放送については、均等な機会を必ず与えなければいけない。例えば反論権のようなものを保障しなければいけないとかということになれば、これはいわば計量的に測ることができたり、説明責任を課したりということが具体的に可能になるわけでございます。

そこで、以上のことを前提にしてスライドの21枚目にお戻りいただきたいのですが、番組編集準則の規律も現実には個々の事業者の方が、実際には民放では民放連の基準が多いですが、番組基準に従っている。そして、行政指導を現実を受けることがある場合は、自社がつくられた番組基準に違反しているという理由で行政指導を受けた例が多いものと私は認識しております。ダイレクトに放送法の政治的公平に違反したというような判断をされた例というのは3件しかなくて、それも極めてまれな例だと思います。

そこで、仮に、政治的公平は、私は問題があると思っておりますけれども、先ほど申し上げましたようなEUにおけるように、例えば動画プラットフォーム事業者も含めて、ヘイトスピーチについては規制を課すというのであれば、具体的に今のようにヘイトスピーチはだめということの目標を設定する。ただ、これも繰り返しになりますが、刑法犯に当たるとか、民事法上不法行為になる前のような問題については、事業者の方が自分で、ヘイトスピーチは、うちはこういうものとして認識して、それはやりませんということのみずから宣言していただき、そして、それに自分で違反したときには自分で規律する、あるいは業界のBPOでもどこでも結構ですが、そこにおいて規律する。そういった自主規律が機能している限り、政府としては直接法執行を行わないというやり方、いわゆる共同規制のやり方が、

国は法律上、具体的な目標を設定して、あとは事業者の方にやってもらうというのが適切だろうと思います。

ただ、これをやる場合には、やはり行政の側でも相当な覚悟といいますか、手を出したくなくても明らかに回っていないというとき以外は口を出さないという覚悟というか、それだけの支えが必要ですし、事業者の側も外から見て透明性のある形で自主規制をちゃんとやるということが必要になって、その両方の運営能力と透明性というものが課題になるだろうという御趣旨でございます。

長くなっておりますが、もう一点、御指摘をいただきましたのは、27ページの方でございます。先ほど私が申し上げた趣旨は、とりわけ外部プロダクションとかのことを考えていたのでございますけれども、そこで、今、議長から御指摘いただきました点について申し上げますと、新規参入をしようとしたときに何か特別に大きい障害があるかという点、それはもちろん免許制、認定制をとっているということがありますが、それは一般に電波についても、例えば通信用電波においてもそうですし、むしろ、ある意味で通信用電波の方が枠はあいていないわけでございます。

そうした中で、では、今あるような放送規律、放送はもともと公共的でなければいけないものだという私の見方からしますと、それを守るために番組の基準をつくらなければいけないですね、番審も置かなければいけないですねということ自体は、私は余り参入障壁になっていないのではないかと思います。むしろあるとすれば、基幹放送制度の中で、放送というものを県域で基本的にやらなければいけないということになっていることの方が、例えばネーションワイドに通信、情報サービスを展開したい、あるいはそれぞれの地域、県の中での広告市場というものが現実に小さいし、今後、人口減少で県単位での広告市場というのが小さいので、実際そこには参入しにくいので、もう少し広域で広告をやって、それによって番組を供給したいと考える事業者の方にとっては、そこはそちらの方が厳しいのではないかと思います。

ただ、これもそれぞれの県単位で基本的には免許を出して、その県の民主主義とか、地域規模単位の民主主義のあり方とも関わりますので、そこはやはりある程度の慎重な検討というのが必要かもしれませんが、私が考えるとすれば、まずはそちらだろうと思います。

○森下委員　いわゆる放送内容に関しては、ある意味かなりいろいろ規制といいますか、規範があって、運用されているのだろうと思うのですが、一方で、制作会社のところは私も関連が多いのですが、内容に関して自主的にというか、もともと内容が放送しづらいからという、いわゆる報道しない自由と言うのもおかしいけれども、報道しない自由みたいなところが結構あって、そこに関しては、もう一方的にある意味、自主規制の中で動いているわけですね。そういうバランスがとれていない状況というのは、どうように考えていけばいいのかなというのは1つ思うのですが、先生、何か御意見はありますでしょうか。非常にある意味、不偏不党という名の下にかなり偏っているのではないかと、私、個人的には思うのです。

○宍戸教授 ありがとうございます。

私も憲法学者でございますので、時々番組を見て、おや、これはどうだろうと思うことは当然あるわけでございます。これを実際にどうやってエンフォース、その問題をどうやって解決していくか。つまり、今まで放送が少なくともある程度までは国民に基本的情報を供給するという役割を果たしてきたけれども、現在の放送あるいは放送を含むメディアに対する世論の批判、私もそれは共有するところがございまして、なぜそうなのかということいろいろ私なりに考えてみたのですが、恐らくこういうことではないかと私は考えております。

つまり、一方で、放送ないし伝統的なメディアは、ある種のジャーナリズムの規範の中で、こういうやり方で自分たちが世の中の情報を集めてきて加工して出すというプロセスがある程度確立しているわけでありまして。他方で、ICTの普及によって、世の中で余りそれをみんなが大したことだと思っていなかったと思っていたようなことが情報としてインターネット上に載る。SNSを含めて、みんなが基本載せていくということができるようになり、その分、我々の価値観だとか意見だとか、何のどのような情報が大事だと思うかということとは非常に多様になってきていると思うのです。

しかし、それに対して、放送事業者の場合は、それが制度とくっついている部分もあるものですから、その情報を編集、加工するプロセスが社会の公共性、ないし多様性の広がりについていないところがあるだろうと思います。そこは変えていってもらわなければいけない。私自身は、もっといろいろジャーナリズムの研修会などで申し上げているのですが、そこで一番重要なのは実体規律よりはプロセスの方なのだろうと思うのです。つまり、番組編集のプロセスあるいは編成のプロセスとかをもっとオープンにしていくような、プロセス規律で例えば番組審議会は、今、余り機能していないと言われてはいますが、そこへぐっと手を入れて、より若い世代でありますとか多様な世代の人たちの意見が入ってきて、最終的には自主的に自律的に決めるにしても、編集のプロセスが社会につながっていくような、もっとセンシティブであるような、そういったプロセス規律の方が実際の目標の達成には有用なのではないかと思っております。

○森下委員 おっしゃるとおりで、BPO自体は若い世代の層とか、いわゆるネット世代というのを反映していないのではないかという思いがあるのです。そこは本当に同じ御意見なのです。

もう一点で、この放送の問題というのは、ある意味、民主主義で代議制になっていて、制作メーカーなりテレビ局なりが取り上げたいものしか取り上げない。これは本当に、いわゆる直接的な状況になっていない。しかし、そこにネットというのが介在することで、ある意味、情報が非対称になってきているものを改善できる。この問題は非常に大きいと思うのです。医療問題などもそうですけれども、ある意味、ステレオタイプな意見しか取り上げられなくて、反対側の意見というのは本当にSNSとかそういうところで個人的に発信するという形でしか今のところできないわけです。

これは非常に今の状況下の中では、ある意味正義ではないし、ある意味誠実ではないと思うので、この辺もこれから視野に入れていかないと、逆にメディアの規制がメディア自身を殺している状況というのが今、生まれていると思うのです。そこも考え方の中に入れる必要があるのだと思うのですが、なかなかそういう議論というのが政府内でされていないと言うとおかしいけれども、民間の方がむしろ活発で、特にいわゆる既存のところでは非常に少ないのではないかと思うのですが、この辺の改善策というのは、先生もいろいろ政府の検討会に出られています、どの程度までお話が出ているのですか。

○宍戸教授 御指摘ありがとうございます。

1つ、そういうことを正面から議論したのは、先ほど申し上げました民主党政権下の2009年から2010年ぐらいだと記憶しておりますが、国民の権利保障フォーラムでございました。ただ、その後、やはりこれは事柄がどうしても表現の自由に関わって、政府の場でそういう議論をするのがなかなか難しいということがあって、余りダイレクトにしていなかったところだろうと思います。ただ、こちらでの規制改革推進会議からの電波の有効利用をめぐるお話を受けまして、先ほど言いました総務省の放送諸課題検討の分科会においても、放送の社会的役割はどうあるべきかというような議論は、今、ある程度しているところでございます。

ただ、政府の局面を超えて、放送局、放送事業者の方について言いますと、こういう問題があることも事実なのだろうと思います。つまり、よく言われることですが、表現の主体の多元性と最後、国民に届く情報のコンテンツの多様性が必ずしも両立しない部分があるということでございます。すなわち、例えばこれもまた若干問題になる例示になりますが、メディア論の分野の研究を拝見しますと、NHKが今のところ地上2波、衛星2波の4波で出している結局のところの番組の内容の多様性あるいは方向性の多様性と、キー局の5社が多元的にそれぞれやっているということの多様性、どちらが大きいかというと、実はNHKの方が大きいわけです。民放が1個で多様性を実現しようと思う結果、もちろん、広告収入によっていますので、問題は同じところに真ん中に寄っていく。ホテリング効果などと申しますけれども、しかし、それに対してNHKは4波あるので、それぞれで、今、全部売って、全体として視聴者を満足できればいいわけです。

そういった意味で、各局あるいは放送事業者に複数のアウトレットを持たせるというやり方も1つ多様性の実現としてあり得るわけです。つまり、情報発信の主体の多元性と競争を活性化すると同時に、情報発信者に対して複数のツールを与える。そして、その中で現在の恐らく放送事業者にとって、やはり皆さんが課題にされるのが番組の同時配信であるとか見逃し配信、常時配信だというのは、そこにつながってくるのだろうと思います。そういったところを活性化させていくということが必要だろうと思います。

○森下委員 その延長線で行けば、これはテレビ、地上波に限らずですけれども、いろいろなメディアが放送を自由に利用して、入る人が増えることによって多様化されるということだと思うので、そういう電波の使い方にするというのが、社会としての革新性に対す

る対応につながってくるのではないかという気がするのです。

○宍戸教授 基本的に私もそう思います。表現の自由という観点から見たときに、主体ができるだけ多い方がいいというのは一般的にそうだと思います。ただ、これをどうやって現実の問題としてやっていくかというのは少し難しいところがございます、例えば一斉に新規テレビ局がわっと入ってきて、その結果、広告市場がぐちゃぐちゃに細分化されて既存の放送局が倒れるとか、番組の質を低下させる、だめな番組をやるようになるということになると、最後、エンドユーザーが困るところがございますので、恐らく慎重に少しずつ競争し、広告市場とかを見ながら少しずつ競争の枠を広げていくというのが現実的かなと思います。

○森下委員 そこは別に地上波というテレビという考え方だけでなくいいのではないかという気がしますけれどもね。むしろ、それでない方が本当は多様性が出るかもしれませんね。

○宍戸教授 はい。ありがとうございます。

もう一点申し上げますと、基本的にもともとメディアの環境全体というのは新聞と放送があり、現在ではインターネットがある。その全体の中で恐らく考えるべきものだろうと思います。よく我々、部分規制論という言い方をするのですけれども、新聞は自由にさせておく。放送には国民の基本的情報をしっかり供給するという任務を課しておく。そして、その相互の競争、相互監視をさせる。そうしますと、例えば政府が放送局に対して基本的情報を供給させるという任務を課している以上、何がしか権力を行使しようとする。それが不当なものである場合には、一切規制のない自由な新聞社がそのことをわーわー批判する。だから、そういう不当な権力行使は一方でできない。

他方で、新聞社が自由に自分の社説などを提供するということになる、基本的情報が国民の間に普及されないという可能性がある。それについては、規律がかかっているから大丈夫ということなのですけれども、メディア環境全体の中で多分どこをコントロールし、どこをコントロールしないか、そういうことを考えるべきなのだろうと思います。

○森下委員 今の話は、日本では成立しないと思うのです。だって、新聞とテレビは同じだから。そこは欧米と日本と、ある意味、新聞が両方持ってしまうというのが1つ本当はだめだと思うのです。

○宍戸教授 それは全く御指摘のとおりだろうと思います。かねてから、この部分規制論を言う場合に、日本における新聞社と放送局の資本関係の問題というのは議論されてきたところでございます。

今、インターネットが出てきていることは非常にいいことだと思っていまして、例えば今のように放送、新聞が一緒になって何か余り情報が供給されていないのではないかという問題があれば、現実にはそうですけれども、インターネットのユーザーの方からいろいろな形で強い批判があるわけです。そして、それを新聞の方も放送の方も非常に気にしている。こういったいろいろなそれぞれの役割、それぞれの表現の特性というものがうまく

組み合わせる。そういうことによって表現の自由、知る権利が一番最適になっていく。そういう状況を目指していくべきではないかと私は思っております。全く御指摘に同感でございます。

○原座長 よろしいですか。3点ほどお伺いしたいのですけれども、1点目は、今の議論の延長で部分規制論についてですが、放送と新聞とインターネット放送の3つがある中で、放送だけを規制すべきである。部分規制論の基本的な考え方そのものについて、要するに規制されるものとそうでないものがあることによって両方が牽制し合うという考え方自体は、そういうこともあるかなと思うのですが、その中で放送だけを規制する根拠をもう少し教えていただければというのが1つ目です。

2点目ですが、通信と放送の融合あるいは一体化と言われるような環境の中で、私、いろいろとお話を伺ってきている中でも大変気になるのが、Amazon PrimeやNetflixのようところが急速に拡大をしていて、先ほどお茶の間理論の話もありましたけれども、正にお茶の間にも入ってくるというような環境になっているのだと思います。

ここに既存のこれまでのテレビやコンテンツが一気に凌駕されていくような事態というのも恐らくあり得るのだろう。その中で、これまでのテレビというのはエンターテインメントの部分とニュースなど、それこそ知る権利の観点で大変重要な部分と両方持っていることで成立していたビジネスだと思うのですが、エンターテインメントの部分をAmazon Primeなどにごそっと持っていかれてしまうということが仮に今後想定されるとしたときに、正に知る権利の観点で最も重要なところが今後どう維持されていくのか。それが既存の枠組みの中で維持され得るのかということが大変心配、危惧すべきことなのかなと思っております。そこをどう見通されているかを教えていただければというのが2点目です。

3点目に、1点目の話とも関わるかもしれないのですが、放送は民放も含めて公共なのですとおっしゃられたことに関して、公共放送、要するにNHKの公共性と民放の公共性の違いというのはどう考えたらよろしいのでしょうか。

以上、3点でございます。

○宍戸教授 いずれも核心に当たる御質問をいただき、なかなかお答えが難しいところですが、順番に私見を申し上げます。

1番目の部分規制論において、新聞は規制しない、放送は規制する、インターネットは規制しない。こういうことがございましたが、これは端的に申し上げると、経路依存的なものだと考えられています。別に極端なことを言えば、新聞を規制して放送を規制しないということでもまあまあいいのではないかと。お茶の間理論的な問題はありますけれども、そのようにも言われています。

したがって、実際に重要なのは経路依存的であるということでございます。現実には放送が今まで規制を受けてきて、そういったものとして同じジャーナリズムの中でそういう企業構造になり、情報なり、知恵を生み出すプロセスを自分の中に作ってきた。それをも

う一回、更地へ戻して、別にそうでない自由なマインドの新聞社に対してと規制をかける必要はないだろう。

日本におけるインターネットというのは、これはそれこそ吉田先生とか皆さん御存じのとおり、電気通信事業者の中でもNTTに非常に厳しい規律をかけて通信の秘密とか守らせた結果、非常に多くのISPがいっぱい日本ではあって、そのことがまた広いインターネットの自由というものを確保してきた部分があるわけです。これはいろいろ弊害もありますけれども、世界的に見て国民はインターネットを通じて非常に多くの表現の自由を享受している。他の国と比較してもそうだろうと私は思いますので、そこを余り規制しない方がいいだろう。ヘイトスピーチとか特殊なものに限られるべきだろうということで、基本的にはこれまでの延長で、よりよくしていくためにどうしたらいいか、よりよくしていくための規制改革という観点から考えていくべきだろうというのが私の考え、御質問の1点目でございます。

2点目でございますけれども、Amazon PrimeやNetflixが普及していくということで、私、これも基本的には国民の知る権利の増大と思って歓迎しているわけでありましてけれども、基本的にはプル型の情報発信あるいは情報の受領になりますので、同時・同報で、みんなが同じような情報を何らかの形で受け取っているだろうということを社会の構成員がお互いに信頼できる。そういうものとして公衆を形成する職場になる。そういった意味でのマスメディアのとりわけ放送の役割というものが、このようなプル型の情報発信が増えてくればくるほど、プッシュ型の情報発信もないと全体のバランスが壊れていくだろうというように思っております。

そして、現にヨーロッパにおいて、正にこのプル型の情報発信によって、プッシュ型の情報発信と伝統的な放送メディアによる情報発信をどうやって維持するかということは非常に厳しい課題になっておりまして、世界各国で非常に公共放送にてこ入れをする。つまり、既存のメディアが倒れても、最後、公共放送はナショナルな文化と民主主義を守るために公共放送をてこ入れするというような考え方が1つあり得ます。これはドイツでは、正にそういう考え方をして、全世帯受信料のような強力なことを行ったわけでありまして。

では、日本でそこまで行くかということ、日本では幸か不幸かNHKはそこまで強過ぎない。NHKと民間放送の全体で放送市場というものが成り立ってきて、ある種の均衡が成り立ってきたということを考えますと、できるだけこの仕組みを維持していく方向で、もちろん、個々の事業者の統廃合であったり、新規参入であったりとあると思いますが、NHKが強過ぎない、しかし、民放はしっかり社会的な責務を果たしてもらおう。そういったやり方で今から、例えば常時同時配信もそうですし、NHKと民放が同じように例えばネットに出ていくとか、そのための連携のための必要な制度的な整備とか、著作権の整理であるとか、そういったことをやはりやっていくことによって、プッシュ型の情報配信で公衆を形成するというのを制度の側である程度考えて現実の事業者を支援していくということが必要ではないかというのが2点目でございます。

3点目、今のお話に関わりますが、公共放送と民間放送の放送の公共性の違いでございますけれども、現在の番組編集準則で言うと全てみんなそれぞれが役割を課されている、真実に反してはいけないとか、政治的公平であるか多角的論点解明義務という形で課されており、別にそれを超えて、そもそも公衆を形成する、同時・同報で情報を送らなければいけないという点では、民放とNHKにその差はないわけであります。ただ、NHKの場合には、やはりテレビを設置した以上は国民から受信料を払ってもらわなければいけないという法のたてつけの中で受信料制度に依存していることによって、やはりやらなければいけないミッションは、例えば文化を支えるとかといったようなことがあるとわけであります。それに対して、民間放送はビジネスベースで、広告料収入に基本的には依拠してサービスを提供するわけですから、その分、ある種の自由というものはあるはずなわけです。

むしろ、民放はどちらかというとなHKと違う番組を提供するとか、違う切り口で提供する。同じ土俵で競争しても絶対個社は収入が違いますし、構造が違いますので、結局それはNHKと同じ勝負をしても戦いににならないわけでありまして、むしろ民放に、例えば番組制作上の編集上のもっと自由な立場ということからいろいろなことを言う。それによって放送ないしメディア全体として、若い世代も含めて公衆を形成していく。そういったことがむしろ民放には期待されるだろうという趣旨でございます。

○原座長 ありがとうございます。

3点目のところは、確認ですけれども、NHKに固有の公共性は文化の向上と考えてよろしいのでしょうか。

○宍戸教授 大変失礼しました。もちろん、それだけではございませんで、特に政治的公平などについても、これも解釈を要する概念で抽象的だということを申しましたけれども、やはりNHKの政治的公平性というのは民放とどこか違うと思うのです。民放は公平であるのだけれども、しかし、ある程度の切り口というのがある、あるいはウエートというものが個社の何を重要と考えるかによって違うところがあるだろう。

それに対して、NHKは『日曜討論』が代表でございますけれども、例えば各党を均等に扱うとか、ある争点について同じ時間を配分するとか、その意味である種の機械的形式的な平等というものが恐らく公平の内情をなしてくるだろう、そういう違いが出てくるだろうと思います。

○大田議長 今、お答えいただいたことの確認にもなるのですが、通信と放送で、今、AbemaTVのように機能としては全く同じものをやっている。しかし、通信の方には事業法はあるけれども、中身についての規制は何もなくて、放送事業者には事業法はなくて提供するサービスの中身についての規制がある。そういう状態について、これはこれでいいと考えればいいのでしょうか。機能が同じになっている中で、規制の体系は今のままでいいというように考えればいいのでしょうか。

○宍戸教授 御質問ありがとうございます。

先ほど議長がおっしゃられました、例の特定メディアサービスのような考え方が私

は適切ではないかと思っております。すなわち、同時・同報で人々に公衆を形成しようと思っているサービスがあれば、それは法的な規律かどうかは別として、あるいは手段は別として、しかるべき責務を負ってもらふ。そうではない、要するに言いたいことを言うし、したがって、当然広告収入とかは余り得られないだろう。ただ、それは別のやり方でマネタイズするといったようなサービスはサービスとして分かれてくるということに本来分かれていくというのが適切ではないかというように思っております。

○原座長 今の点なのですけれども、同時・同報の中でもインターネットで生放送をやっているのは、ほとんど人が見ていないようなものから相当の影響のあるものまであって、そこは区別されていくということでお考えなわけですね。

先ほど私の1点目の質問の中で、インターネット放送と放送との区分に関して、これまで新聞は規制せず、放送は規制していたといったことを前提として改善を図っていくのが妥当なのではないかというお答えをいただいたと思っておりますけれども、その線引きについては、やはり何らかの見直しをするということは検討し得るのかどうか。例えば放送であっても地上波とBS、CSとは全く影響力の観点でも異なるのだらうと思ひますし、また、インターネット放送の中でも先ほど申し上げたような相当の違いがあるというときに、今の体系での放送とインターネット放送というのを分けて、放送というものは規制をしますという体系は相当無理のある状態のように思われるのですが、そこをどう考えになるか、教えていただければと思ひます。

○宍戸教授 御質問ありがとうございます。

こういうことでございます。つまり、同時・同報で送る、プッシュ型の送信でやる。見ようと思えばみんなが見られるという状況にある。それで遅延とかもないというような情報発信のやり方と、そうではない、やはり見たい人が見ているのだというのでは今のところ違いがあるだろう。将来、技術的に、例えばCDNがもっとぐっと普及してきて、5Gがぐっと普及してきて、その差が本当に技術的に解消される、あるいはサービス上も解消される。しかも、国民の負担も経済的な負担なり時間的な負担も小さいというようになる日が来れば、恐らく完全に全部消えるだろうと思ひますけれども、現時点では放送は今のところ電波を最も強力な情報発信の手段として使って、それはプッシュ型の公衆を形成する同時・同報の手段として今のところ非常に適しているわけでありませう。

これに対して、AbemaTVにおいても確かに視聴者数は多いわけですが、みんなが同時・同報で見るということが前提に必ずしもなっているわけではなくて、やはり基本的にはそれは現時点においてはまだプル型のサービスの部分というのは大きいのだらうと思ひます。IPマルチキャスト放送になりますと、これはもう情報としては流れてきていて、ぱっとふたをあければだっと情報が流れてくるという意味でプッシュ型というような法律上の整理を今のところしていると思ひますけれども、例えばAbemaTVがそちらのビジネスモデルを選ぶ、情報発信を選ぶということになれば、IPマルチキャスト放送になっているのであれば、それは放送ですね。通信ではないですね。今のところ、やはりこの線引きは維持

しつつ、今後の技術なりサービスの発展というものに依じてさらなる緩和をしていくというのが適当ではないかと思っております。

○原座長 AbemaTVさんは基本的にはオンデマンド型ではなくて同時・同報が中心だと思うのですが、それはどう考えてらっしゃいますか。

○宍戸教授 すみません、あれは今のところ、IPマルチキャスト放送になっているのですか。

○原座長 総務省さんから何か。

○総務省（奈良審議官） AbemaTVはIPマルチキャスト放送ではありません。

○原座長 一般的な意味での同時・同報ではあると思うのですが、それはIPマルチキャスト放送であるかどうかという技術的な選択の問題だと思ったらよろしいのですか。

○総務省（坂中放送技術課長） AbemaTVの場合は、IPは使っておりますけれども、マルチキャストではなくてユニキャストという方式になります。ユニキャストというのは、センター側のサーバーと端末とが基本的には1対1で見える形になりますので、その端末を選んだ人が自動的にサーバーから配信を受けるということで、いわゆるユニキャストの方式になっております。

一方、IPマルチキャストというのは、端末側から選んでも選ばなくても、常に大多数のユーザーに対して番組を提供、同時配信できるようなシステムになっておりまして、一番近いサーバーまでは全ての番組が届いているというところで、IPマルチキャストは今のところ、放送というカテゴリに入れております。

○吉田座長代理 すごい素人的な意見を言わせていただければ、電源をつけてチャンネルを選んで番組を見るという意味では全部プル型と言えるかもしれない。どういう伝送路でどういう技術が使われているということは、見ている人には全然関係ないと思います。逆にある意味ではサーバーに保存している、キャッシングされていると理解すれば考えようによっては全部プッシュ型と呼んでもいいかと思えます。その辺のところは、技術的な詳細にこだわる必要はないのでは、と申し上げたいと思います。

○原座長 全くそのとおりで、それはサーバーまで届いているかどうかというだけの違いであって、見る人にとっては同じだと思うので、そこに区別がなされているのだとすると、それはおかしいなと思うのです。

○宍戸教授 ですので、2011年の放送法の改正のときに、今のような整理がなされているわけです。恐らく今のAbemaTVさんのような問題を考えるときに、IPマルチキャストを一般放送として仕切っているという、この部分について現実の現行の技術、サービス、現実の視聴者ないし利用者の受けとめ方、今後の技術発展というものを見据えた上での、ここについてしっかり議論していくというのがまずは議論の入り口としては適切なのではないかなと思うところです。

○原座長 では、一旦ここで区切らせていただいて、また引き続き議論させていただければと思います。

(角川会長入室)

○原座長 大変ありがとうございます。株式会社KADOKAWAの角川歴彦会長にお越しをいただきました。お忙しい中を誠にありがとうございます。

前半で東京大学の宍戸先生からお話を伺っておりましたが、引き続き角川会長から15分程度で、最初、お話をいただいて、質疑応答をさせていただければと思います。では、どうぞよろしく願いいたします。

○株式会社KADOKAWA (角川取締役会長) 有意義な話ができるといいのですが、皆さんにお配りした資料を見てください。

まずこの写真を見てください。KADOKAWAがタイに出版社として進出しました、そのときの提携先がアマリン社。これはタイ王室の関係者がつくった出版社だったので、この出版社が放送局を兼業していたというのでスタジオを見学したのです。写真はコントロールルームです。その隣にはスタジオがあって、それで番組を制作しているわけですが、隣の部屋にこのコントロール室があって、当たり前前にテレビに地上波で流していて、かつ衛星でも流している。同じ番組をリアルタイムで、PCでも見られるし、スマホでも見られますよと言うのです。私はそんなことはできるのかなとまず不審に思ったのです。1つの番組を放送でも地上波でも見られるし、衛星でも見られるし、携帯でも見られる。これは、ある面では私が本に書いたのですが、Googleはマルチスクリーンでスマートイノベーションを考えると云ったのです。4スクリーンの時代が来る、動画の時代が来るのだ。そのときには、やれ雑誌だとか、ラジオだとか、新聞とか、そういうオールドメディアにはもう関心がなくなって、みんな4スクリーンになるのだという衝撃的なことがホームページに出ていました。

私はそれに対して、やはりそういうような時代が来るのかなと反発しつつ思ったわけです。そういう問題意識の中で、このアマリンのコントロールルームを見ると、本当に4スクリーンイノベーションを何の抵抗もなく実現しているのです。これはタイでは放送と通信との隔てる法律がなく、デジタルテレビで放送したコンテンツをウェブ経由で配信することも問題なくできる。その結果、こういうことが実現しているわけです。

これが非常に衝撃的で、それはやはり先進国はこんなふうにはならないと思うのですが、これからのアジアの立ち上がってくる国々ではこういうことが、つまり、デジタルとアナログの混乱を問題なく飛び越えてしまうのです。日本人、日本というのはステップ・バイ・ステップで進んでいるところによさがあると思ったのですが、アジアではもういきなりスマートフォンも普及してしまうし、デジタル経済になってしまうわけです。そういうところでは文化的には喪失するものもあるのですが、技術的にはこういうことが起こってしまうということ、私たちの背中ではこういうことが起こっていることを理解していただきたいなと思います。

そういうところから言うと、次のページになりますけれども、アメリカでは、放送とインターネット動画の勢力関係というものがイコールか、もしくはインターネット動画の方

が今、優勢になってきているなという感じがします。Netflixの会員は1億人。このNetflixの会員の1億人というのも、彼らは「1億スクリーン」があると言っているのです。家庭で見られることはスクリーンだと思っているわけです。「絶対我々はハリウッドに勝つのだ。それはなぜかと言ったら、我々は1億のスクリーンがあるからだ」というような言い方をします。

これもアメリカの法律がまだデジタルミレニアム法というのがあるって、次の改革が進んでいないというか、これは映画会社、テレビ会社から見ると、これは後で出てくるのですけれども、同じ映像産業であってもIT業者であるNetflixは制作ができるのです。ところが、旧来の放送会社は制作ができないから制作を外に出すわけです。それがアメリカの独占禁止法なのです。それでハリウッドがテレビ番組をつくれるというようになっていて、放送は放送する機能だけ。番組を作る制作というのは認めない。両方とも認めると力がつき過ぎるといふ発想がアメリカにあって、日本は、それは全然、テレビ局は自分で番組を作って普通に放送もしている。放送する機能と番組の制作というのを共存して持っているわけです。

これは日本とアメリカの独占禁止法の違いなのですけれども、それはそれで向こうは日本の独占禁止法でもいいと思っています。それが逆に言うと、テレビ局の番組制作力が強いことが日本のコンテンツのこれからの強さにつながっていくと思うから、それでいいと思います。ですけれども、そういうようなことがないアメリカでは、平気でNetflixが自分で制作して自分で1億のスクリーンを持っている。つまり、デジタルにおけるディストリビューションです。コンテンツのディストリビューションを押さえている制作力とディストリビューションの配給力を備えていって、それでいて、御存じのとおり、年間8,000億円の制作費というけたたましい制作費で、でも、その何割かは日本に来る。アメリカでそれを発揮しているわけです。ディズニーでさえも一生懸命作っても2,000億くらいかな。ところが、Netflixは8,000億円とか、Amazonも5,000億円、6,000億円使うと言っているわけです。これで勝負されたら、逆に言うとアメリカのテレビ局も映画会社も太刀打ちできないということになります。

そこで、ディズニーがFOXを買収するとか、ワーナーが通信会社のAT&Tと合併するというようなメディアの買収合戦になるわけです。これがアメリカの実態です。言ってみれば、それを日本に当てはめれば、NTTが株映画会社やテレビ局を買うとか、そういうことになって、私などはそういうことは考えられません。アメリカでは平気でそれが提案されているわけです。ですから、結果的には、もう一回、国の形になりますけれども、インターネット動画の方が放送よりイコールか、あるいは大きいというような表現をここでしています。

日本はどうかというと、日本はまだまだ放送の方がインターネットよりも強いというように置いてあります。それは何かというと、Netflixが日本に協力しても、HuluがNetflixに先行して上陸したのですけれども、なかなかうまくいっていないということから見ても、こういうことが言えるわけです。これから時代の変化の中で3年後、これは全然あてずっ

ぼうですけれども、3年後、5年後には、こういうアメリカと同じ状況が生まれてもおかしくないというように私は感じています。これは経営者の感覚で、統計数字ではありません。

では、アメリカでなぜこんなことが起こったのかなという1つの原因としては、アメリカではケーブルテレビが非常に高額だったのです。もともと昔からアメリカというのは100チャンネル、300チャンネルというのを視聴者に見せるという志向がありました。日本は地上波だけでしたから、せいぜい10チャンネルもないくらいだったわけですけれども、アメリカでは300チャンネルも見せる。そのためにケーブルテレビが発達して、ケーブルテレビは有料ですから、それが80ドルから100ドル、1万円とか、これは月です。

そういう状況があったわけですけれども、有料テレビが余りにも高額なために、若者がまず放送離れして、そこにNetflixが登場する原因になったわけです。NetflixはもともとDVDの貸し付けレンタル業者だったのですけれども、それがアメリカは大きいものですから、全米的に広大な領域にリアル店舗を作るのは非常に効率が悪かったものですから、郵送でDVDを貸すという事業を始めて、その延長で、郵送でやるのは大変だから、それだったらインターネットを利用しようという動きになってきて、そのインターネットを利用することが実はとんでもないイノベーターになった。イノベーションを起こそうと思ってイノベーターになったのではないのですけれども、結果的にはイノベーターになったということが言えます。

日本では、御存じのとおり、まだNHKもWOWOWもアメリカにおけるケーブルほど高額ではありませんけれども、これからのテーマでしょうが、NHKがインターネットにも進出するというようなことの中で、視聴料が上がっていけば、アメリカと同じ状況が生まれてくれば、若者層を中心により一層テレビ離れが起こってくる。これはアメリカではそれをコードカットと言うのですけれども、コードカットが現実的に、つまり、有料テレビをやめてNetflixみたいな形になるということに関してコードカットと言うのですが、それが非常に深刻に既存の放送事業者を圧迫するようになっていますが、日本ではそこまではまだ行っていないのは、つまり、Netflixが伸び悩んでいるのは、まだまだ日本の有料テレビ、NHKの視聴料がそこまで高くなっていないという状況にあるのではないかと思います。

ですけれども、そうは言いながら、日本でも例えばNetflixやDAZNあるいはエイベックスがやっているdTV、dアニメ。これはKADOKAWAが実はNTTさんと組んでやっているのですけれども、テレビ朝日と組んだAbemaTV、先ほど申し上げたように日本テレビが買収したHulu、今、こういう状況にあるのではないかと思います。

こういうお話が皆さんの希望に合っているかどうか分かりませんが、まず問題意識として私がこういうように考えているということをお話ししたいと思います。もし、皆さんの私にお聞きしたいことが日本の放送コンテンツを世界で戦えるものにするために現在の放送が果たすべき取り組みと、その取り組みに政府はどう関与すべきかということに関して申し上げますと、私は今、せつかく日本の独占禁止法がアメリカの独占禁止法と違

うというところで申し上げた日本のテレビ局がコンテンツの制作力を持っているということをもっと大事にして、テレビ局がさらにまたコンテンツ制作力を磨いてもらいたいというのが希望です。しかも、日本のキー放送局は株式公開をしておりますから、高額番組を作る面でも資金調達力を持っています。

4K時代に入りますと、今度は多額の投資が必要になります。この多額の投資というのは、実は番組制作費も高額になりますけれども、あわせて放送設備も更新しなければいけない。これは大きな投資をしなければいけません。それでキー局はもちろん、地方局も4K放送時代と言われても何となく浮かぬ顔をしているということになるわけです。それにはやはり2011年に多額なデジタル投資をしたわけです。これは総務省の行政というか法的なそういうこともありましたし、時代はもう明らかに放送もデジタル時代に入っていましたから、これは正しいことだと思っています。ですけれども、それが実はキー局はともかく、地方局が非常に疲弊したということがあって、地方局はデジタル時代のデジタル放送の設備投資のまだ回収ができないうちに4K放送というのは非常に負担が大きいの現状にあるのだと思います。

これは私の私見ですけれども、日本の著作権法というのが、上は映画から下は出版まで、法人が著作権法上の強い立場を与えられているかどうかについては、映画は非常に大きな権利を持っています。これはアメリカのハリウッドを見習ったという映画の権利と、ほとんどの出版社はそういう法人としての権利がなく、作家が100%権利を押さえているという状況まで比べると非常に多様な著作権法です。その中で、放送局はワンチャンスと言って、1回放送したら副次利用は他の人がしていいよと、そのかわり出演料は安くしましょう。そのような法律になっています。ですから、放送局は番組を作る場合でも副次利用を考えないで安く作る。

これは私が思うに、放送事業が始まったときにはそういうことでよかったのだけれども、つまり、お金をかけずに番組がつくれるということでもよかったのだが、今になって放送事業者がテレビ、株式市場に公開するようになったら、もうこれもやめて、テレビ局がつくった番組は自由に副次利用できるようにすべきだと私は思います。つまり、テレビ局に映画会社と同じぐらいの権利を与えるべきだ。そうすれば強い制作能力、先ほどから申し上げているように番組に強い番組制作力があって、そこから出てくる副次的な利用も全てテレビ局が押さえることができますので、テレビ局の一存で海外にその先を持っていくことができるわけです。

ところが、今も話したように、テレビ局は隣接権しか持っていませんから、著作権者ではありませんので、副次利用する場合には一々出演者に追加して交渉しなければいけないわけです。これはテレビ局が海外に持っていけないという理由、言いわけにもなったりしています。ですから、私は著作権法を変えて、テレビ局が制作したものは自分で副次利用ができるようにすべきだというようなこともあわせてこの委員会で検討されたらかなというように思います。

こういう話をしていると自然に次の放送と通信融合時代における放送に課せられた各種規制のあり方についてという話になっているわけです。既に著作権法の話と独占禁止法の話もしました。それで申し上げますと、あとは放送法ということになるわけです。この放送法というのが、例えば新聞界には新聞法がありますし、出版界には再販制度。この再販制度というのは業界法、放送における放送法だとか新聞における新聞法のような業界法ではありませんけれども、やはり業界を育成するために、あるいは保護するために、そういう機能がありました。そういう面で言うと、かなり日本の法律というのは業界が保護される法律がかなりあって、それで例えば放送もその1つで、新規に放送分野に参入するとなかなか難しい。だから、新規の参入というのが難しくなるような法律が機能していたというように思います。

ですから、そういう点では、民放の各社から見れば放送法によって新規参入者がいない、あるいは少ないということで非常に恩恵を与えられたわけですがけれども、しかしながら、インターネットの時代になってきて、インターネットで放送的な番組ができるようになってきた。つまり、先ほどから申し上げているNetflixみたいなサービスができるようになってきた。そうすると、放送法に抵触しなくて、あるいは放送法に拘束されない疑似的な放送みたいなことができるようになってくると、今みたいな放送法というのは少し重過ぎるのではないかと思うのです。

つまり、放送によらずとも放送的なことができるのであれば、余り放送法に縛られるよりもインターネットでサービスすればいいやという人が出てくるわけです。そういった点で、私は放送法ももう少し緩やかな放送法に変えた方がいいのではないかと。御存じのとおり、放送法には公共という言葉が何回も出てきます。これは通信についても公共という言葉が何回も出てくるわけですがけれども、公共という言葉の解釈というのが非常に多様で、5人いれば5種類の理解、100人いれば100人の理解があって、公共という言葉はどういうように理解するかということで意見が分かれると思います。その結果、放送事業者もこれをやることは公共に違反するかなとか、そういうことで萎縮効果があるのではないかとというように思ったりします。

ですから、恐らく総務省の人は放送法があってもちゃんとそういうサービスはできるよと言っても、やはり既存の放送事業者は今までも放送法で規制されていたのに、急に放送法は、現行の放送法でもそういうことは自由ですよと言われても、なかなか萎縮効果があって新たなサービスがしにくい、あるいはしにくいのだということの理由のために放送法があるのだということをもた利用したりします。そういう点で、私はどういう方向にすればいいかということは議論を差し控えますけれども、放送法の見直しというのはあっていいのではないかなというのが個人的な意見です。

そのようなことで、まず私のお話を終えたいと思います。

○原座長 大変ありがとうございました。

では、御質問、御意見をお願いします

○吉田座長代理 おっしゃるとおりで、私はイギリスの通信会社に勤めているのですけれども、2012年のロンドンオリンピックというのはインバウンドのいろいろなメディアのトラフィック量が膨大になりました。2020年にはもっとすごいことになるのだろうなと思い、心配して、通信網の逼迫度についてうるさいぐらいに指摘してきたつもりです。また、サイバーセキュリティも相当に大切です。特に内外のメディアが競技会場のネットワークと接続された途端に尋常ではない、経験したこともないようなサイバーアタックに遭うことを覚悟する必要があります。それもオリンピックというアイコン的なイベントですので、インバウンド通信が始めるときには日本の既存の規律とか法律を飛び越えた体制が必要になる。たとえば海外ではCNNはストリーミングでリアルタイムで見ている。日本人が旅行者として海外に行ったときは、見ることができず、また海外から日本に来るとCNNはリアルタイムで、確か見れないと思います。こうしたことは海外の方が来る、また通信量が膨大になる2020年には直していかないといけない。

とにかくアクセスの自由度というのは国によって違っています。日本はとてもそれが厳しい。まあ、Appleなどでもそうで、Appleの著作権に抵触すると、コンテンツなどをインストールすることが出来ないものがあるわけではないですか。すでにネット社会になっているのですから、そここのところは日本の国内外を超えた視点で法律の枠を早く見直す必要があると思います。

それから先ほどテレビ局は、今こそ制作に注力すべきだというのは正にそのとおりで、英国は通信と放送の融合が行われた後、制作部門、制作会社が大きな役割をはたしました。そのためにも、ネットワークの部分、別の言葉で言えば土管の部分統合する。それは共通のプラットフォームといえるもので、固定網も携帯網も放送網も統合した一番いいインフラを構築する。そこでセキュリティなども総合的にプラットフォーム化する。こうした考え方の方向に放送と通信の融合の始まりがあるのではないかなとは思っています。

お話しのあったNetflixなのですけれども、今、UKではトラフィックの30%を取られてしまっているのです。その現実日本にも遠からずくるでしょう。その上に4K、8Kの対応が必要になっている。放送局もコスト的に相当大変だと思います。何度も申し上げますように2020年のオリンピックの時にどのように対応するのか。その時の通信量は膨大になりますので、グローバルネットワークを想定して、そのうえでコンテンツの編集もできるようにしなければいけないようになります。誤解を恐れずに言えば、ネットワークがソフトウェアの役割もはたしていく。

だから、ここはもう日本国内だけで考えるのではなく、技術的なところも含めてグローバルに全体のストラクチャーを考えるべきだと思います。そうした世界は、できれば誰かを犠牲にしないで展開できないのか、思っています。もし何かアドバイスや、お考えのことがありましたら教えてください。

○株式会社KADOKAWA（角川取締役会長） やはり放送ビッグバンということを考えると、銀行の金融ビッグバンというのがあって、金融ビッグバンというのは都市銀行の合併から

始まりましたね。今、金融庁は地方銀行も相当合併させようとして一生懸命やっているのだと思いますけれども、それで言うと、本当は地方の放送局などの合併もどんどん行われていいと思うのです。50億程度の売り上げしかない放送局は、地方の放送局は結構あります。年間売り上げが50億円でどうやって事業を継続するのかなと思うぐらい脆弱です。そこら辺は、こういう規制緩和を検討されるときに、是非地方局同士の合併だとか、キー局が地方局をもっと合併しやすくする、統合しやすくする。そういうことも必要なのだと思うのです。

御存じのとおり、地方はケーブル局が非常に力を持つようになってきていて、地域ではもうケーブルと地方局との競争というのは物すごく激しくなっています。ですから、地方局でも、私はよく3割自治と言うのですけれども、地方局で番組を作る能力は逆に言うと3割もないのです。7割がキー局から流れたものを使っているわけです。

私は昔、今でも『週刊ザテレビジョン』というテレビ情報誌をKADOKAWAから出しています大阪で大阪ザテレビジョンというのを作って、大阪ならではの大阪の放送文化に倣って雑誌をつくらうと思ったのです。ところが、現実には大阪といえども東京からのキー局の流れのものを使うので、大阪ザテレビジョンは作る必要はなかったのです。これが私の市場調査が弱かったというのか、ロマンチックに考え過ぎたのか。つまり、大阪人には大阪の放送局があっという間のだよと言われて、そうだなと思った、それが甘さだったのかも知れませんが、結局、挫折しました。

そういうことから言うと、やはり地方局とキー局の間の合併、地方局同士の合併、これをもっともっと推進されるのもここで検討されたいかがかなと思います。これは今の御意見に沿っているかどうか分かりませんが、そのように考えます。

○吉田座長代理 ありがとうございます。大変参考となりました。

○原座長 今の点で、先ほど宍戸先生からお話を伺ったときも県単位というところが制約になっているのではないかと、特に広告市場を考えたときに県単位だと成立しないといったことも考えられるのではないかとのお話でしたが、合併再編のあり方として、地域単位でまとまっていくのか、あるいは地域の範囲を広げていくのか、何か道筋についてお考えになることがあれば教えていただければと思います。

あと総務省さんにできればコメントいただければと思うのですが、合併再編の促進のために資本規制の見直しがなされていたと思いますが、これはその後、今おっしゃられたような形での地方局の合併再編は進んでいないと思いますが、どう見てらっしゃるのか、なぜ進まないと見ていらっしゃるのか、もしコメントいただけることがあればお願いします。

では、どなたからでもお願いします。

○宍戸教授 御指摘いただいた点は、私のスライドで言うと23枚目辺りに若干書いていたところでございますけれども、今、角川会長がおっしゃられたように、ローカル番組の自主制作比率というものが実際のところ、そんなに高くないのではないかと。とりわけ地方の時代であるとか地方の課題というものがどんどん増えてくる中で、このままだと正に民主

主義という観点からよろしくないのではないかというようなことはあろうかと思えます。

私自身は、もちろん放送局の県をまたいだ合併というのもあり得ると思いますが、それについては後で総務省から御説明があると思いますが、認定放送持株会社制度があつて、これをどういうようにうまく使っていくか。余り今、利用されていないとすれば、それはなぜなのか。そこをもっと緩和していくとうまくできるのか。この点が検討されるということがあろうかと思えます。

その上で、地方の県を見ますと、やはり先発の1局目、2局目は自社制作比率というのは高く、それは優良なローカルクライアントを持って経営も安定している、それで高い。それに対して3局目、4局目というのは、いわば東京の番組を流すというような機能を持っていることが多く、だから、先ほど会長がおっしゃられたように50億でも株の配当ができるというような、ある意味での小さいけれども、優良企業みたいになってしまっているところがありまして、その意味で、逆にきちんと自社制作をしているような1局目、2局目の広告市場でのシェアというのを食っている部分というのもあろうかと思えます。

こういった全体を見通して、私は先ほど申し上げたのは、例えば県域免許の放送の区域を緩和するというのもしやりたいというところがあれば、またいでやれるようにするというのも考えられるのではないかと思います。ただ、それが例えばでございますけれども、非常に強い県と弱い県でまたいで、強い県の番組ばかりになると弱い県、弱い地方発の番組が出てこなくなる。これは全国的にも損失でございますので、その場合には、いわば放送の地域性をこの県あるいはこのエリアの情報の発信というのをちゃんとやってねということ例えば免許の条件にするとか、そういった仕組み方があるのではないかと思います。

○総務省（奈良審議官） お答えいたします。

今の宍戸先生の最後の話からつなげますと、私どもの放送政策上は、放送対象地域というのは県を基本にしております。これは決め打ちということではなくて、やはり今、吉田先生がおっしゃったように地域を1つの固まりとして見たときの自然・社会・文化、そういったものの固まりとして都道府県というのは基本になるだろうと考えて、それをまず基本にして制度設計として県単位というのを考えております。その中で地域の情報が十分に放送メディアを通じて多様に提供されるというところを実現したいということで制度が設計されているわけでありまして。

その上で、また原座長の御宿題でございますが、そういった制度設計をした上で主体という意味で原座長、あるいは角川様から話がありました具体的な事業体としての連携とか究極には合併というものをどう考えるかということ。これにつきましては、まず基本の制度としては、マスメディア集中排除原則と呼んでおりますけれども、できるだけ多くの人々が情報提供、放送局免許を持って放送を行うことが望ましいという観点から一定の規律を置いておりますけれども、長い歴史のある制度でございますので、この長い歴史の中で実際少しずつ緩和をしてきているのが実態であります。

緩和するときというのは、新しい放送メディアができたときとか、具体的に経営的な意味も含めてラジオなどが典型ですけれども、苦しくなってきたのでマスメディア集中排除原則を複数局まで緩和してほしいという声に対して緩和してきたという実態がございます。

現時点でも、また今、宍戸先生が言われましたが、認定放送持株会社制度というのが放送法上ありまして、この大臣の認定を受けますと具体的には12の都道府県単位までの放送事業者を支配できるということなのですけれども、実は認定放送株式会社において、12まで支配しているところはまだないということがございまして、ただいまという観点でいきますと、例えばこういった制度を十分に使った上でさらに緩和してほしいという声が出てくれば、そのときに実態に応じて私どもとしては検討していくことになるということでございます。

○原座長 角川会長、何かコメントをいただくことはございますか。

○株式会社KADOKAWA（角川取締役会長） このマスメディア集中排除原則も非常に多くは便宜的な行政指導だったと思うのです。マスメディアという言葉がもう陳腐になってしまったわけです。これが本当に怖いところで、マスメディアという言葉はテレビが登場した1950年ごろから使われるようになってきた言葉であって、昔からある言葉ではないです。ですけれども、テレビが出てきたから新聞もマスメディアだ。また月刊文春だとかという総合雑誌もマスメディアという言葉を使ったわけです。でも、今日では放送の人もみずからマスメディアと言うのは恥ずかしいから自分で言わなくなってしまったわけです。ですから、私は改めて奈良さんがマスメディア集中排除原則のことをおっしゃると、もう時代は変わってしまったのだと思うのです。ですから、マスメディア集中排除原則も見直した方がいいのではないかなと老婆心から思います。

○森下委員 今の話の延長で、私も結構地方講演が多いので地方に行くと、結構2局しかない民間放送とか本当にテレビを見る場所が全然ないような県は意外にたくさんあるのです。正に今のように隣の県では見られるけれども、見られない。たまに海沿いのところだったら、海を渡っているものが見られるみたいな話があって、物すごい不自由な生活というか、本当に見る番組が限られてしまっている。これが本当に平等なのかなという気が非常にするのです。

今やラジオの方はradikoというのがあるから、月額百円幾らでしたか。それぐらいで見られるようになっている。何でテレビはないのだろうと昔から思っていたのですけれども、まず総務省さんの方は、そういうようなプラットフォームというのを認める、あるいは作っていくというような考え方が1つあるかどうかと、角川さんには、もしそういうものができたら角川さんのところと一緒に参加されるかどうか。その辺をお聞きしたいと思うのです。

○総務省（奈良審議官） 今日のお題になってもなっていますが、日本のすぐれた放送コンテンツを制作し、そして、また結果としての放送コンテンツをいかに多くのチャンネルで出していくか。放送だけではなくてというのは、私どもの課題だと思っております。今、

御指摘の点では、多分そういったコンテンツを流すチャンネルとしてのインターネット上のプラットフォームという御指摘だったと思います。

現時点では、若干の取り組みが行われているだけでございまして、私ども、ここは是非振興したい。ここは少なくとも制度はないのですけれども、できるだけ振興したいなと思っております、具体的にはそういった実証実験という形で予算を確保して、そういった実証実験に特にローカルの局の方に参加していただいているというようなことを去年やっていますし、今後もやろうとしていますし、あるいはまたどうもうかるかというのを役所が言うのはおかしな話でございますが、お声としてあるのが、コストがかかる、ネット配信する。それをどうやったら下げられるのかということでございまして、そういった研究もしています、去年の7月の中間的な報告でも割り勘効果ではないですけれども、今、プラットフォームとおっしゃられました、できるだけたくさん事業者が1つの配信ネットワークをみんなでやれば1社当たりのコストは当然下がるわけですが、それをこういう前提でこういうようにやるとこれだけ下がるよというようなことを試算するとか、そういったこともやっております、なかなか逆に規制で強制するわけにはいかないんで、できるだけ、いろいろなやる気はある人も少なからずおられると思うので、そういった人たちの背中を押すような施策を今、やりつつあるという状況でございます。

○森下委員　なかなか誰かが押さないとやらないとやらないだろうと思うので、実証試験だけ繰り返してもしょうがないと思うので、めどとしてはどのような感じなのですか。いつぐらいをめどにというのはないのですか。まさか、ずっと実証実験をされ続けることないでしょうから。

○総務省（奈良審議官）　特に具体的な計画があるわけではないですけれども、そういった今みたいな取り組みを始めたのは去年からでございまして、それは遅過ぎるという御指摘もあろうかと思いますが、今年度も予算を確保していますが、成立した暁には予算の中にも30年度の今、言った実証実験的な支援につながるような予算もとっておりますので、そういったものを続けていきたいなと思っております。

○株式会社KADOKAWA（角川取締役会長）　私は失敗談を話したいのですけれども、今から20年以上前になるのですけれども、PCM放送というのを皆さん、覚えている方がいらっしゃるかどうかと思うぐらい、衛星を使った非常に高質な音楽に適した放送形態というのを総務省が提案したことがあります。そのときに私も手を挙げてPCM放送事業者になったのです。そのときに非常に事前には評判がよくて200社ぐらいが手を挙げたのだと思います。ですけれども、結果的にはPCM放送を受信するための受信機が必要なのです。この放送には放送の受信機が必要だという非常に大きなネックがあります。その点では、テレビはテレビという受信機があって、それで今、放送が当たり前に行われているという状況があったわけですが、このPCM放送、事業者募集しながら、実は受信機がないというために最後には受信機を放送事業者が買って配れみたいな話になって、それで立ち往生したのです。

KADOKAWAのパートナーは当時、TBSと名古屋を地盤としたケーブルテレビ会社とコンソー

シアムを組んだわけですがけれども、結果的にはTBSも見切りをつける、そういうケーブルテレビも見切りをつけて、私が孤立してしまっていて、最後にはFM東京さんをお願いして合併してもらったのです。そのときに感じたのは2つあって、1つは、受信機が必要だということを事業者が負わなければいけないという切なさです。もう一つは、これは総務省さんから言われたのですが、KADOKAWAさんは自分で勝手にやめるわけにいかないのですよと言うのです。初め、私は経営者としてどう受けとめたらいいのか分からなかったのですが、これは放送界の人には当たり前の常識なのですが、放送界ではない人が放送事業に入って、そういうことを経験してショックだった。

その言葉は何かというと、放送の継続責任というのがあるのです。事業者責任というのも当然ある。事業者として本当はやめたいなと言ったら、普通の民間の仕事であればやめられるわけです。ですけれども、放送責任があるものは継続責任があるからやめてはいけません。でも、目の前で受信機がないのです。受信機がないのに放送責任を負わなければいけない、これが放送法なのです。本当なのです。それで私は本当に参ったなと思いきり余ってFM東京さんをお願いして収拾してもらった。つまり、KADOKAWAで終わらなかったわけです。それがこの放送ということの重さだと思いました。

そういうことが今、どうなのだろうということを考えると、テレビがテレビファーストだった時代が既に変わりかけていて、これも余計なことかもしれないので残り記録に残るといけないかなと思いつつ、つい申し上げてしまうのですけれども、実際にはテレビファーストがなくなってきて、今、モバイルファーストになっているのです。ですから、テレビ局が今、本当に足元で戸惑っているのは、そういう事態が一日一日進行していることだと思うのです。

長い間、ここでも通信放送の融合ということが書かれているのですが、この言葉自身がもう既に古臭い。本当に2000年、21世紀に入る前にこういう言葉があつて、総務省的に言うとシームレスなサービスと言われました。そのような時代の言葉で、そんなくではなくて言いにくいのですが、私はNHKの技研に毎年行っているのです。一昨年まではハイブリッド放送、これが通信と放送の融合で、ハイブリッド放送というのがあって、それでどうやってテレビで流したものを携帯で流すかということでプレゼンがずっとありました。だんだんそれが私は非常に陳腐だなというように思って、一昨年ときに技研の人に、説明してくれていたものですから、これはもう時代遅れなサービスなのではないかといいついてしまったのです。そうしたら、角川さん、これが現実なのです。言いたいことは全て分かっていますと言われました。

ですけれども、去年、技研に行ったときには、その看板をおろしてしまったのです。ハイブリッド放送と言いながら、スマートフォン放送なのです。これは本当にNHKとしては画期的だなと思ったのです。ですから、あのNHKでさえも実はテレビはもうテレビファーストではないと思っているわけです。当然ながら、テレビがあるからテレビ局だと思っているわけですが、テレビではないテレビ局になってしまう時代がもう来るのだと思いま

す。そのときに、今は4K放送と言っていますけれども、私は8K放送というのが何か4K放送までは消費者は買えるけれども、8K放送になったときに本当にテレビが終わってしまうのではないかなと思います。

これもDAZNというサービスが始まって、これは御存じのとおりサッカーのJリーグを二千何百億円というお金で放送権利を買って、スポーツ番組の国際価格というものを目の当たりにさせたのです。つまり、各スポーツ連盟というのが、日本の国内の放送価格で放送番組を買ってもらう。ところが、DAZNはJリーグを国際価格で買ったのです。そのときに二千何百億という価格をつけたわけです。これは恐らく各スポーツ連盟から見ればものすごい勇気づけられたと思います。

一方で、既存の放送局には大ショックです。今までは国内価格で買えたものがいきなり国際価格で、吉田さんが御存じのとおり、DAZNというのは本当に文房のブックメーカーだった。資本金はウクライナから出ているという時代になって、そのときにこれも本当にJリーグのある人から聞いたのですけれども、やはり私たちはおわんを立てないともてもらえないメディアよりも、手元にある要するにスマートフォンで見てもらえるようなサービスにしたかったのが本音ですという話を聞いたときに、やはりこれはテレビファーストからスマートフォンファーストになる時代というのをJリーグが自分からそれを受け入れたのだと思うのです。ですから、これは恐らく2020年のオリンピックというのは、ある面で改めてスマートフォンファーストということを実感する年になるのではないか。ですから、もし総務省の皆さんもそういうオリンピックの前でもたらすものはクオリティを高めるということだけが本質ではなくて、国民のライフスタイルが変わるということ念頭に置いてもらいたいのです。

これが1995年ごろでしたか、ハイビジョン騒動というのがありました。デジタルハイビジョンだったものがNHKはアナログハイビジョンで押したわけです。ところが、世界はもうデジタル化に変わってしまったときに日本だけアナログハイビジョンと言って、それを総務省が待ったをかけて、衝撃の江川発言というのがあって、デジタルハイビジョンに変えるからアナログハイビジョンは認めないというようなことがあって、これはもう当時の新聞を見ると経団連までが総務省の判断に対して激烈な反応を示したのです。ですけれども、時代はそうだったのです。

ですから、私は2020年というのは、やはり放送の映像の高度化ではなくて、庶民の国民大衆の放送の受信体系が変わる年なのだとすることを是非念頭に置いてほしいのです。オリンピックも予選がいっぱい行われます。ところが、放送というのは、もうメディアとしては有限ですから、予選は見られないわけです。ですから、予選はどうするのかなと私は非常に興味があります。そのことをつまり、普通だったら放送に値しないようなマイナーなスポーツで、でも、日本選手が出る。その予選は見たい。これが選手を輩出している地方の人の願望ですね。そういう放送体系、あるいは映像体系が変わる2020年というのにすごい意義があると思います。

○吉田座長代理　ちなみにロンドンオリンピックのときにネットを通じての視聴者は40億人です。2012ですから8年前、すごい数です。

○株式会社KADOKAWA（角川取締役会長）　そうですね。ですから、2020年は大変なことが起こって、それは本当のことを言うと、私はもっと、今日は放送というテーマですけれども、動画ということに対する、よく今、OTTと言って、オーバー・ザ・トップ。このOTTの時代が2020年に本当に来るのだと思うのです。そうすると、企業が出すホームページというのがあります。この企業が出すホームページは、今はまだ日本のレベルは非常に低いのですけれども、企業が出すホームページは全て動画配信になる、動画になる時代が来るのだと思う。そのときのインターネット利用というのはもうまた革新が起こると思うのです。そういうものを私は総務省にはリードしてもらいたいのです。これは私からの総務省へのお願いです。

○原座長　総務省さんには他にも先ほどの説明でもいろいろ伺いたいことはあるのですけれども、今日はもうやめますので。副大臣、大田議長、何かございますか。よろしゅうございますか。

では、残り1分で、せっかくの機会でございますので、角川会長、宍戸先生、もし何か言い残されたことがございましたら。

○株式会社KADOKAWA（角川取締役会長）　やはり日本の法律は全て国内法なのです。マーケットは御存じのとおり、全く日本はオープンですから、アメリカの大きなインターネットサービスがどんどん上陸しています。そういう中で、日本の国内法はみんな見直さなければいけなくなってきているのだと思うのです。それはもう日本が国際マーケットで勝負しようというTPPの時代、当然なのです。だけれども、まだまだTPPはそういう開放する分野のことで追われていますけれども、本当はTPPをやるということは国内法の全てを見直すということになってほしいのです。そうしないと、日本の国内法で縛られている事業者は気の毒だと思います。今日はこのテーマは放送でしょうけれども、せっかくですから、こういう場所を与えていただいたので、是非そういう大きな視点で検討していただければうれしいなと思います。

○宍戸教授　1分ということで、2点だけ申し上げます。

1つは、もちろん放送・通信は融合してきているわけで、最後、手元に届くようにするというときに、今までだとハード事業者であるところの放送局にあまねく電波塔を建てさせていき、それが非効率であることは確かではないかというのは、そのとおりなのです。他方で、全部動画をネットで載せて配信させようということになったときに、やはり御案内のネットワーク中立性とか、逆にマストキャリアを通信事業者に課すのかとかといったような問題もあわせて考えておくいただく必要があるだろうというのが1点です。

もう一点は、先ほど角川会長もおっしゃられたハイブリッドキャストとかですけれども、これは別に私はNHKの肩を持つつもりではないですが、私、NHKの検討会で2002年から2003年ぐらいのときに、ハイブリッドキャストをどんどん進めたらどうだという検討にも加わ

っていましたし、また2011年から2012年までですと、正にスマホとか端末が多様化してくる。プラットフォームも伝送路も多様化してくる中で、常時同時配信を進めたらいいのではないかというような検討にも加わっていましたが、どうしてもそれが遅れていく。そういったことがインターネット上あるいは通信上の動画配信とかコンテンツとかの配信を遅れさせてきた。日本のそういう市場の成熟を遅らせてきたという側面はあると思います。その意味では、NHKに公共メディアとして先導的役割を果たさせるということは重要なことではないか。そういうことも御検討いただければと思います。

○原座長 本日は、角川会長、宍戸先生、貴重な御意見を賜りまして、大変ありがとうございました。

では、本日は、これで終わりにいたします。